

令和 6 年 9 月 17 日
岩 手 県

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、岩手県の令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	12.7 (25.0)	201.1 (400.0)

- 備考 1 実質赤字比率については、実質赤字額がないことから、「—」を記載した。
2 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないことから、「—」を記載した。
3 早期健全化基準を下段()内に記載した。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計名	資金不足比率
岩手県港湾整備事業特別会計	— (20.0)
岩手県立病院等事業会計	— (20.0)
岩手県電気事業会計	— (20.0)
岩手県工業用水道事業会計	— (20.0)
岩手県流域下水道事業会計	— (20.0)

- 備考 1 資金不足額がないことから、「—」を記載した。
2 経営健全化基準を下段()内に記載した。